

「寺院振興支援対策」の基本方針

■ 「過疎地域」の定義

宗門における「過疎地域」は、国の定める「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「過疎法」）に定義される過疎地域を適用し準用する

次の地域を宗門において「過疎地域」と定める。

「過疎地域市町村」

人口要件かつ財政力要件ともに該当する市町村。

（「過疎法」第2条及び第41条）

「過疎地域とみなされる市町村」

過疎地域市町村を含む合併による新市町村は、過疎地域市町村の要件に該当しなくても、一定の要件に該当する場合には過疎地域とみなされる。

（「過疎法」第42条）

「過疎地域とみなされる区域のある市町村」

過疎地域市町村を含む合併による新市町村は、過疎地域市町村の要件かつ過疎地域とみなされる市町村の要件ともに該当しない場合でも、その新市町村のうち合併前に過疎地域であった旧市町村の区域は過疎地域とみなされる。

（「過疎法」第3条）

■ 「寺院振興支援対策」

<目的> 宗門の伝道教化基盤の充実振興を図る

<対象> 「過疎地域」に所在する寺院、並びに過疎化現象から生じる門信徒数の減少などにより、寺院の護持・運営が困難な状況にある寺院が、「寺院規程」に定める“寺院の目的”を果たすことができない、または将来その可能性が高い寺院

<方法> ○「寺院規程」に定める“寺院の目的”を果たすことができるよう支援する
○寺院の実態に即した対応をするため、教区と綿密な連携を図る
○寺院の護持・運営等に関する相談に対応する

以上

[註] 2012(平成24)年度寺院活動支援部<過疎地域対策担当>立案第15号(平成25年3月4日付決裁)に基づき策定。

2021(令和3)年度寺院活動支援部<過疎地域対策担当>立案第22号(令和4年4月5日付決裁)に基づき一部変更。